

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年4月27日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和4年4月27日（水） 15時30分～16時05分
開催場所	第3庁舎 4階 庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 松永市長公室長、浅見市長公室理事、松田政策推進課長、本間政策推進課主査 〔政策推進会議メンバー〕 村山総合行政部長、豊島総務部長、尾崎人事課長、外立財政課長 〔関係部課〕 松井市民生活部長、佐野市民活動推進課長、中村福祉部長、的場共生社会推進課長、渋谷長寿応援課長、大熊子ども・健康部長、飯田子ども支援課長、今野教育政策部長、土崎生涯学習課長、土岐いろは遊学館長 <p style="text-align: right;">（計18人）</p>
欠席者職氏名	<p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	松田政策推進課長 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
議 題	公の施設の管理方針＜第11次改訂版＞（案）について
結 果	案のとおり庁議に付議することとなった。
事務局職員職氏名	浅見市長公室理事、本間政策推進課主査
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<公の施設の管理方針<第11次改訂版>（案）について>

- ・松田政策推進課長より、公の施設の管理方針<第11次改訂版>について概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

令和5年度に更新となる指定管理者指定施設に加え、令和5年度より開設される市民サービスステーション及び市民会館の仮設施設について、施設の安定的、効果的な運営を確保するため、次のとおり、これまでに実績のある事業者に随意指定できるよう管理方針の修正を図りたいと考えている。

- (1) 総合福祉センター、福祉センター、児童センター、宗岡子育て支援センター、宗岡第二公民館

地域福祉の拠点となる複合化施設であり、地域や社会福祉施設との調整能力が求められることから、地域福祉の推進を主で行う志木市社会福祉協議会に随意指定とする。

- (2) 第二福祉センター

高齢者の生きがいがづくりの場であるとともに、地域の高齢者同士を結ぶコミュニティの役割を果たす施設であることや、福祉センターと一体的に管理運営することで運営の効率化や柔軟な人員配置、サービス水準の向上が図られることから、志木市社会福祉協議会に随意指定とする。

- (3) 宗岡公民館

幅広い学習ニーズに対応した事業展開や住民主体による特色ある学習活動の支援など、地域の社会教育の拠点となる施設であることから、地域に密着した学術及び文化に関する各種事業展開や地域のコミュニティ活動の支援など豊富な運営ノウハウと実績がある志木市文化スポーツ振興公社に随意指定とする。

- (4) 秋ヶ瀬運動場施設

施設の老朽化が進んでおり、公共施設等マネジメント戦略においても建替え・複合化等を含めた施設のあり方を検討しているところであることから、施設整備が実施されるまでこれまで実績のある志木市文化スポーツ振興公社に随意指定とする。

- (5) 市民会館

市民会館・市民体育館の複合施設工事期間中においても市民活動を支援するため、市民会館の会議室や子育て支援センターについて、令和5年5月よりフォーシーズンズ志木8階に仮施設を設置することから、市民会館の現指定管理者である志木市文化スポーツ振興公社に随意指定とする。

(6) 市民サービスステーション（ギャラリー・会議室）

市民サービスステーション内のギャラリー及び会議室については、市民会館の仮施設と一体的に管理運営することで、運営の効率化につながるほか、市民会館・市民体育館の複合施設工事期間中の限定的な指定となることから、市民会館の現指定管理者であり、ふれあいプラザの管理運営の実績もある志木市文化スポーツ振興公社に随意指定とする。

指定期間について、(1)～(4)の施設については、これまでと同様の5年間とする。(5)及び(6)の施設については、市民会館・市民体育館の複合施設の工事期間となる概ね3年間とする。

今後のスケジュールについて、5月の庁議で方針案を審議・決定したのち、各事業者には事業計画書等の作成・提出をしていただき、10月に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定する。12月定例会において、指定管理者の指定及び債務負担について議決をいただく予定である。

○質疑

関係部課：まだ先の話ではあるが、市民会館・市民体育館の複合施設の指定管理者は公募するのか。

担当部課：公募が原則となる。他自治体では、グループを組むなどして1つの施設を管理している事例もある。なお、協定は1つにするが、予算は体育館部分や市民会館部分など機能ごとに分けることも検討する。

関係部課：複合施設については、一体的に管理するということが良いか。

担当部課：複合施設の特徴である多目的な利用という観点から、一体的な管理を行う。

メンバー：秋ヶ瀬運動場施設の指定期間について、5年間とする必要があるのか。短くても良いのではないか。

担当部課：公共施設等マネジメント戦略において、令和6年度までにマネジメント方針を決定することとしており、現時点で施設の整備方針が決まっていないことや単年度ごとの指定とした場合の事務量を考慮し、これまでどおりの5年間とした。なお、方針が決定し、指定期間等の見直しが生じる場合は、その時点で対応する予定である。

メンバー：市民会館について、令和6年3月31日までの指定期間となっているが、

指定期間を短縮するというのか。短縮せず、指定期間終了を待って指定をしても良いのではないか。

担当部課：市民会館については、現在の施設管理や設備などに大規模な変更が生じることから、指定期間の終期を現行の令和5年度から令和4年度に改めることとし、令和5年度からの指定については改めて指定の議決を経る方が良いと判断した。

関係部課：市民会館の仮施設と市民サービスステーションのギャラリー及び会議室を一体的にとは具体的にどういうことか。

担当部課：受付や運営を一本化し、同一の指定管理者が管理する。

関係部課：市民サービスステーションに設置される子育て支援センターの仮施設の管理は市ではなく指定管理者が行うのか。

担当部課：施設管理は指定管理者が行い、運営は民間に委託する。

関係部課：市民サービスステーションのギャラリー及び会議室について、市民会館の仮施設廃止後は市が直接管理するのか。

担当部課：市が直接管理をする。

○結論

案のとおり庁議に付議することとなった。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。